

各 位

平成 28 年 5 月 13 日

会 社 名 株式会社 精工技研
代表者名 代表取締役社長 上野昌利
(コード番号 6834)
問合せ先 管 理 部 長 斎藤祐司
(TEL. 047 - 388 - 6401)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 44 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 44 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第 31 条を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 意思決定の迅速化を目的として、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- ④ その他、必要な文言や条数の調整を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 17 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 17 日（予定）

以 上

【別紙】

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="217 327 703 365">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p data-bbox="419 445 529 479">(新設)</p> <p data-bbox="419 871 529 904">(新設)</p> <p data-bbox="188 1106 304 1140"><u>(員数)</u></p> <p data-bbox="142 1153 735 1187"><u>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="188 1243 336 1276"><u>(選任方法)</u></p> <p data-bbox="142 1290 767 1373"><u>第33条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p data-bbox="204 1388 778 1563"><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="188 1621 288 1655"><u>(任期)</u></p> <p data-bbox="142 1668 767 1843"><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="204 1859 778 2033"><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p data-bbox="938 327 1318 365">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="847 445 1219 479"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="807 495 1452 669"><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="868 685 1452 813"><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="847 871 1123 904"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="807 920 1452 1048"><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="1086 1106 1197 1140">(削除)</p> <p data-bbox="1086 1243 1197 1276">(削除)</p> <p data-bbox="1086 1621 1197 1655">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第44回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

以 上